

生駒市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概要版 （令和3年度～令和12年度）

令和3(2021)年6月 発行
 生駒市 市民部 環境保全課
 〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
 電話 (0743) 74-1111

1 この計画について

目的と位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」に基づき策定される計画であり、本市の一般廃棄物の処理に関する計画を定めるとともに、長期的な視点に立った基本方針を示すものです。

本計画の策定にあたっては、「第6次生駒市総合計画」及び「第3次生駒市環境基本計画」、また国や奈良県が策定する計画と整合を図ります。

目標年度

本計画は、令和3年度を初年度とし、10年後の令和12年度を最終目標年度として策定しました。なお、計画期間内でも、中間年となる5年間を経過する令和7年度を目処に、計画の見直しを行います。

2 計画がめざすもの

基本理念

誰もが環境に配慮した行動を続けられるまち

ごみの減量・資源化の取り組みは日々の生活に密着しており、地球温暖化等の環境問題にもつながっています。このことから、市民、事業者、行政がSDGsやゼロカーボンシティの考え方にに基づき、環境に配慮した取り組みを続け、地域のコミュニティを活用し、持続可能な循環型社会の形成を目指すこととし、基本理念を定めます。

基本方針と基本施策

基本理念に基づき、次の4つの基本方針を定めます。

基本方針Ⅰ	すべての市民が取り組みやすい5Rの実践	基本施策① ごみを出さない行動の推進 基本施策② 分かりやすい情報提供と環境教育の実施 基本施策③ 食品ロスの削減
基本方針Ⅱ	環境問題全体に配慮した行動の推進	基本施策④ バイオマスの資源化 基本施策⑤ 安心・安全なごみ処理体制の構築
基本方針Ⅲ	事業系ごみの減量・資源化の強化	基本施策⑥ 事業系ごみの減量に向けた取り組み 基本施策⑦ 事業系ごみの資源化の促進
基本方針Ⅳ	地域コミュニティの活用	基本施策⑧ 複合型コミュニティを活用したごみの減量・資源化 基本施策⑨ すべての市民が暮らしやすいまちづくり

ごみの減量には、市民一人ひとりの意識の向上と行動が重要です。本市は、市民が5Rに取り組めるように、「リユース」の拠点の拡大や、「リペア」をしてくれるお店の紹介等の広報・情報発信等を積極的に実施し、5Rの実践を進めます。

ごみ処理は、身近な生活環境の問題というだけでなく、ごみの焼却により地球温暖化にも大きな影響を与えています。バイオマスの資源化を進めて脱炭素社会の実現に貢献するとともに、あらゆる主体と連携したまちの美化や不法投棄対策を推進していきます。また、ごみ処理施設について環境に配慮し、省エネルギー化、延命化を図ります。

事業系ごみは、更なるごみの減量・資源化の推進が必要です。また、事業所の実態を把握し、事業者が責任を持ってごみの減量、分別排出を徹底するとともに、積極的にごみの資源化に取り組めるように指導や情報提供を行います。

コミュニティづくりの取り組みは生駒市SDGs未来都市計画にも掲げられており、今後のまちづくりでは大切な視点です。そこで、複合型コミュニティを活用したごみの減量・資源化を進めるとともに、ごみの減量・資源化を通じて地域の活性化を図ることを目指します。

3 目標について

目標値

ごみ排出量を15%削減します

基本施策①から⑤を実施することにより、家庭系ごみ排出量を10.7%削減し、基本施策⑥、⑦を実施することにより、事業系ごみ排出量を10.5%削減します。さらに人口減少による4.6%の自然減を足して、ごみ排出量15.3%の削減をします。

表 削減目標値

	基準年度 A (令和元年度)	人口減少のみを 考慮した排出量※ B (令和12年度)	人口減少に よるごみ減少量 C=A-B	人口減少に よるごみ減少率 D=C/A	最終目標年度 E (令和12年度)	施策の実施 による削減量 F=B-E	施策の実施 による削減率 G=F/A	削減率 D+G
ごみ排出量	33,780t	32,224t	1,556t	4.6%	28,610t	3,614t	10.7%	15.3%
家庭系ごみ排出量	24,759t	23,618t	1,141t	4.6%	20,951t	2,667t	10.8%	15.4%
事業系ごみ排出量	9,021t	8,606t	415t	4.6%	7,659t	947t	10.5%	15.1%

* 人口減少のみを考慮した排出量は、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は変わらない前提として、将来予測人口(見込みの数値)と年間日数(365日)から算出しました。

4 計画推進のために

進行管理

Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

進捗状況の公表

本計画の進捗状況に関する点検・評価の結果は、ホームページ等によって、市民に公表します。

計画の見直し

中間年となる5年間を経過する令和7年度を目処に、計画の見直しを行います。また、世の中の情勢が大きく変化したとき、国の方針が定められたときに計画の見直しを行います。